

第53回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和2年1月30日（木） 午後1時30分から午後3時00分まで
開催場所：	大会議室（松本市役所本庁舎3階）
出席委員：	大江裕幸会長（信州大学経法学部准教授） 吉村幸代委員（松本市議会議員）、川久保文良委員（松本市議会議員） 上條美智子委員（松本市議会議員）、犬飼信雄委員（松本市議会議員） 犬飼明美委員（松本市議会議員）、柿澤潔委員（松本市議会議員） 倉科邦彦委員（松本警察署長）【代理出席：土肥照佳松本警察署交通第二課長】 藤池弘委員（長野県松本建設事務所長） 熊谷吉孝委員（松本市農業協同組合代表理事組合長） 田中悦郎委員（松本市農業委員会会長代理） 赤廣三郎委員（松本商工会議所専務理事） 忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長） 本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長） 星河淑美委員（社団法人松本薬剤師会） 加藤美佐子委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）
欠席委員：	高瀬達夫委員（信州大学工学部准教授） 上原三知委員（信州大学農学部准教授） 清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授） 伊藤茂委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）

（桐沢明雄都市政策課長）

定刻になりましたので、これから第53回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております、都市政策課長の桐沢明雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、前任の方の退任に伴いまして、新たに選任された委員の方と、前回選任されましたが、ご都合により欠席されておりました委員の方をご紹介します。ご紹介のありました委員の方は、恐れ入りますが、お立ちいただき、一言御挨拶いただくと幸いです。

最初に、松本市議会議員 上條美智子様です。

（上條美智子委員）

市議会議員の上條美智子と申します。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

（桐沢明雄都市政策課長）

ありがとうございます。続きまして、松本警察署長 倉科邦彦様です。なお、本日は代理として、松本警察署交通第二課長の土肥照佳様が出席されております。どうぞよろしくお願いいたします。

（土肥照佳代理）

松本警察署交通第二課長の土肥照佳と申します。よろしくお願いいたします。

（桐沢明雄都市政策課長）

ありがとうございます。続きまして、松本市農業委員会会長代理 田中悦郎様です。

(田中悦郎委員)

田中です。よろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

もう一方、松本商工会議所専務理事 赤廣三郎様です。

(赤廣三郎委員)

昨年の11月から商工会議所にお世話になっております、赤廣でございます。どうぞよろしくお申しあげます。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございます。以上、4名の方をご紹介いたしました。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

なお、辞令は、皆様の席にあらかじめお配りし、辞令交付式は省略させていただきますので、ご承知おきください。

また、お手元に新たな委員名簿をお配りしてございますので、ご確認ください。

本日は、委員20名のうち、高瀬達夫委員、上原三知委員、清水聡子委員、伊藤茂委員、以上の4名が都合により欠席されております。

したがって、本日出席の委員は16名となり、松本市都市計画審議会条例による委員の1/2以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。それでは、ここで、本審議会の事務局長の上條建設部長より、一言御挨拶を申し上げます。

(上條裕久建設部長)

皆様、改めましてこんにちは。本日は、大変お忙しい中、松本市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、菅谷市長が挨拶すべきところでございますが、他の公務によりまして出席が叶いませんので、私、建設部長の上條からご挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、都市計画審議会は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法で定められた土地利用をはじめとする、道路、公園、下水道等の都市施設の整備や土地区画整理事業等の市街地開発事業など、都市計画に関する事項につきまして、市長の諮問に応じて調査審議する機関でございます。

本日の都市計画審議会は、議案といたしまして、松本都市計画地区計画の決定について、これは、岡田東地区になります。もう1つ、松本都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設の用途に供する敷地の位置について、これは長野県決定になりますが、この2件の審議をお願いするものでございます。また、第7回区域区分定期見直しにつきまして、進捗状況を報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方からのそれぞれのご専門のお立場で、ご意見、ご指導をお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

それでは、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料は、次第、議案書、事務処理の概要、委員名簿です。

また、本日の追加資料として、議案説明用スライド別冊資料をお手元にお配りしていますので、ご確認ください。

本日は、新たに委員になられた方のお席に、松本市都市計画マスタープランをはじめとする、都市計画の関係資料をお配りしてございます。もし不要なものがありましたら、後程回収いたしますので、その場に置いて行っていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料に不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

本日も審議いただき議案は2件、報告事項が1件でございます。

それでは、このあとの会の進行につきましては、条例によりまして会長が務めることになっておりますので、大江会長、議案審議をお願いいたします。

(大江裕幸会長)

大江でございます。よろしくお願いいたします。それでは、ただ今から第53回松本市都市計画審議会を開催します。松本市都市計画審議会条例第5条第1項によりまして、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項によりまして、本日出席委員の中から予めご指名しますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名人は、川久保文良委員と田中悦郎委員にお願いします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第52回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いします。

(岡田健係長)

皆さんこんにちは。私は都市政策課都市計画担当係長の岡田健と申します。私から事務処理の概要についてご報告いたします。

お手元の事務処理の概要をご覧ください。

令和元年10月2日に開催いたしました、第52回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第100号 松本都市計画道路の変更について(松本市決定)についての内容は、3・5・4号城山新井線について、都市計画道路の見直しに伴う区間別評価結果に基づき、一部区間を廃止するものでした。また、3・5・25号南松本駅石芝線について、道路詳細設計に基づき、曲線部の線形を変更するものでした。

事務処理の経過ですが、令和元年10月2日、第52回松本市都市計画審議会において可決され、令和元年10月9日、松本市都市計画審議会 審議結果を市長報告し、令和元年11月18日、松本市告示第263号により告示・縦覧を行いました。

続きまして、議案第101号 松本都市計画道路の変更について(長野県決定)についての内容は、3・4・26号松本朝日線について、都市計画道路の見直しに伴う区間別評価結

果に基づき、一部区間を廃止し、3・2・29号長野飯田線の交差点隅切り部を廃止することについて、長野県知事から照会があったものでした。

事務処理の経過ですが、令和元年10月2日、第52回松本市都市計画審議会において可決され、令和元年10月9日、松本市都市計画審議会審議結果を市長報告及び長野県知事へ異存がない旨を回答し、令和元年11月11日、第202回長野県都市計画審議会において可決され、令和元年11月18日、長野県告示第334号により告示・縦覧を行いました。

続きまして、議案第102号 松本都市計画用途地域の変更について（白板地区）についての内容は、3・5・4号城山新井線の一部廃止に伴い、用途地域界の基準を都市計画道路から現道である市道1548号線に変更するものでした。

事務処理の経過ですが、令和元年10月2日、第52回松本市都市計画審議会において可決され、令和元年10月9日、松本市都市計画審議会 審議結果を市長報告し、令和元年11月18日、松本市告示第264号により告示・縦覧を行いました。

報告は以上になります。

（大江裕幸会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

【委員から無しの声】

よろしいでしょうか。特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。

本日付託されました案件は2件、報告事項が1件ございます。

それでは、議案第103号 松本都市計画地区計画の決定について（岡田東地区）の審議を行います。

事務局に伺います。議案第103号の傍聴者はいますか。

（岡田健係長）

傍聴者は1人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【傍聴者・・・入場】

（大江裕幸会長）

傍聴者の方へお願いをいたします。まず、公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。

次に、写真撮影や録音はできません。また、会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。

以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室していただきます。採決の結果につきましては、傍聴者控室において事務局よりご報告いたします。

それでは、議案第103号の説明を担当課よりお願いします。

(山崎祥幸技師)

都市政策課都市計画担当の山崎祥幸と申します。議案第103号についてご説明いたします。着座にて失礼します。パワーポイントを使用しますので、お手元の資料については、本日お配りしている別冊資料をご覧ください。

本議案は、岡田東地区における地区計画の決定について、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、審議をお願いするものです。

最初に、地区計画制度の概要について、ご説明します。

地区計画は、住民参加によってつくられる、まちづくりのための制度です。建築基準法や都市計画法による建築規制に加え、地域の特性に応じた規制・誘導内容を定めることができます。画面右側の図は、地区計画によって定めることができる内容の一例です。

建物の高さや屋根・外壁の色彩等を定めることで、一体的な街並みの形成を図ることや、最低敷地面積・壁面の位置・緑化率等を定めることで、ゆとりと潤いのある良好な住環境の整備・保全を図ることができます。

松本市における地区計画の決定経過です。

昭和55年に都市計画法・建築基準法の改正により、この地区計画制度が創設され、松本市では、平成4年に芳川小屋地区と寿百瀬地区を最初に都市計画決定しています。以後、土地区画整理事業の施行地や既存市街地等を中心に、現在までで38地区、293.8haの面積の地区計画を決定・運用しています。

次に、今回、地区計画の決定に向けて手続きを進めている岡田東地区についてご説明します。

画面右側が地区計画の位置を示す総括図です。岡田東地区の場所は、赤い丸で囲った部分、松本市大字岡田下岡田の一部の区域です。市街化区域内にあり、用途地域は第1種中高層住居専用地域と、国道143号沿いに30mの範囲で路線的に第2種住居地域が指定されています。本地区は、JR篠ノ井線松本駅から北北東へ約4.2kmに位置しています。

平成22年に策定した松本市都市計画マスタープランの地域別構想では、東山北部地域の低層住宅ゾーンに位置付けられています。また、昭和59年に市街化区域に編入され、平成8年に先ほどのとおり現行の用途地域が指定されています。

次に岡田東地区の周辺環境についてご説明します。

本地区は、市街化区域の北に位置し、市街化区域内の集団農地として残っていました。地区の北側には市街化調整区域の農地が広がっています。また、周辺には学校や市役所出張所などの公共施設が存在し、中心市街地からの距離が近いことから、個別の開発による宅地化が進行しています。ご覧いただいている航空写真は平成28年のものです。

次に松本市岡田東土地区画整理事業の概要についてご説明します。

先ほどまでにご説明した周辺環境の中、個別の開発による無秩序な宅地造成を防止するとともに、道路や水路等の公共施設を整備改善することで健全な市街地を形成することを目的として、平成28年から組合施行の土地区画整理事業が行われています。本土地区画整理事業により、宅地造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築

物の用途の混在や敷地の細分化による住環境の悪化を防止し、ゆとりある住環境を確保することを目的として、地区計画を定めるものです。

続いて、地区計画の具体的な内容についてご説明します。こちらが地区計画の計画図です。図面中の赤線で囲った約1.1haの部分に新しく地区計画を定めるものです。

次に、地区計画の目標・区域の整備・開発及び保全の方針についてご説明します。こちらの資料は、事前にお配りした都市計画審議会議案書の3ページと同様です。地区計画の目標は、先ほどまでにご説明したとおりです。区域の整備・開発及び保全の方針については、記載のとおりですが、地区全体を一戸建て住宅等を中心とする中・低層住宅地として誘導を図り、次にご説明する地区整備計画の内容を設定することにより、ゆとりを持った良好な住環境の形成を図ることを記載しています。

続いて、地区整備計画の内容をご説明します。議案書の4ページと同様の資料です。地区整備計画区域の面積は約1.1haです。

建築物等の用途の制限についてですが、1 共同住宅又は長屋で床若しくは壁又は戸で区画された一住戸の床面積が39㎡以下の建築物と、2 危険物の貯蔵及び処理施設については建築できません。なお、冒頭ご説明しましたとおり、地区計画は、建築基準法及び都市計画法に加えて建築制限を課すものであるため、前提として、それぞれの用途地域に応じた建築に対する用途制限があります。

次の項目ですが、敷地面積の最低限度は165㎡です。なお、土地区画整理事業による宅地造成の区画割はこの数値を確保するように計画されています。

次の壁面の位置の制限以降の内容について、図を用いてご説明いたします。

壁面の位置の制限、いわゆる壁面後退についてです。建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は1.0m以上、その他隣地境界線までの距離は0.5m以上離すこととします。

次に、壁面後退を受けない例をご説明します。1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分です。これは不整形な土地や道路隅切り部等において、建築物の角が壁面後退の範囲内に入る場合の措置です。図のa+bの長さが3m以下である部分は適用されません。2 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以内の建築物の部分、これは2階の無い差し掛けの部分の後退の範囲に入る場合の措置です。3 床面積の合計が10㎡以内の建築物、これはプレハブの物置の設置などを想定しています。4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分、これは壁面のないカーポート等を想定したものです。5 図にお示ししていませんが、ゴミステーションについても壁面後退を受けません。

建築物の高さの最高限度です。地区全体において高さの制限を12mとしています。他の計画の中で、松本市景観計画においても建築物の高さに関する規定がありますが、本地区内の用途地域のうち、第1種中高層住居専用地域の部分は12m、第2種住居地域の部分は15mと規定されています。今回の地区計画は、事業地を一体的な住宅地として位置づけているため、規制の厳しい12mに統一しています。また、建築物の高さは建築基準法第56条の規定を準用するものとします。この規定は、建築物の斜線制限のうち、北側斜線について適用するものです。一般的に第1種低層住居専用地域の用途地域の地区は、図のとおり北側

の隣地境界線から5 m + 1 . 2 5 の割合で立ち上げた部分には建築できないことが規定されています。この規定は住戸が連担した際の北側住戸における日照等を確保するための配慮です。地区計画の区域内は、この第1種低層住居専用地域と同等の北側斜線を規定します。

次に、垣又はさくの構造の制限です。道路境界線から奥行1 . 5 mまでの範囲には、次の構造のものしか設置できません。1 生垣です。高さ等の形状の規定はありません。また、植える樹種の規定もありません。2 前面道路面からの高さ0 . 7 m以下の擁壁、ブロック塀等。ただし、道路境界線から幅0 . 7 m以上の植栽可能な空地を設け、設置する敷地地盤面から高さ0 . 1 m以下のものは、この限りではありません。3 敷地地盤面から高さ1 . 5 m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくです。4 擁壁、ブロック塀等、先ほどの2で設置したものの上に設置するもので、前面道路面から高さ1 . 5 m以下のフェンス、金属さく等透視可能な柵を併用したものは設置可能です。5 片側の幅1 . 5 m以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1 . 5 m以下のものは設置可能です。

こちらが設置の参考例です。左の写真は70 cm以下の石積みの上に生垣を設置したものです。右の写真は70 cm以下の擁壁の上に合計の高さが1 . 5 m以下の透視可能なフェンスを設置したものです。いずれも今回の地区計画の規定に適合しています。これらの規定は、災害時におけるブロック塀等の倒壊による道路の閉塞を防ぐとともに、目隠しフェンスに囲まれた閉鎖的なまちなみの形成を防止し、ゆとりと潤いのある街並みを形成するための規定です。

以上が、今回、岡田東地区の地区計画で定める地区整備計画の内容です。

続いて、こちらが都市計画手続きの経過です。議案書の9ページと同様の資料です。地区計画の決定に当たり、都市計画法に基づく様々な手続きが必要です。経過としまして、令和元年5月から7月にかけて地元説明を行い、土地区画整理事業地における地区計画の設定について、権利者の方に了承を得ました。また、都市計画の案の段階で住民意見を反映させるため、令和元年10月と令和2年1月に案の縦覧を行いました。いずれも意見書の提出がありませんでした。長野県に対しては、令和元年11月に協議を行い、資料の中では予定としてありますが、令和2年1月29日付で異存ない旨の回答をいただいています。本日の松本市都市計画審議会は、赤線で囲った部分の位置づけです。本日も審議いただき、可決されれば、令和2年の下旬に決定告示を行い、都市計画決定する予定です。

最後に、松本市岡田東土地区画整理事業の概要についてご説明します。土地区画整理事業の施行期間は組合設立した平成28年度から令和3年度を予定しています。事業費は約2 . 4億円を予定しています。本事業における宅地造成の計画戸数は39戸、計画人口は94人です。また、本事業によって整備される公共施設は、幅員6 . 0 mの区画道路が延長370 m、幅1 . 0 mから3 . 7 mの水路が延長230 m、雨水貯留地と公園がそれぞれ1箇所ずつです。事業の年次計画等についてはご覧のとおりです。

事業地の直近の状況についてご覧いただきます。写真の撮影場所と方向を右上の位置図でお示ししています。現在、造成工事についてはほぼ完了しております。今後、それぞれの宅地内に地区計画の規定のもと、個別に建築行為がなされます。

こちらは事業地の東、国道143号側からの写真です。

事業地の南からの写真です。先にご説明したとおり、事業地内の区画道路は幅員が6 m、両側に道路側溝が設置されています。

こちらが雨水貯留地です。事業地全体が南北に傾斜しているため、雨水が集まる南側に位置しています。

こちらは先ほどの雨水貯留地の隣に位置する公園です。今後、遊具や植栽を施す予定です。写真の中央、奥の一段低い位置にある建物が岡田東区の公民館です。

これで、岡田東地区 地区計画の案について説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

(大江裕幸会長)

ただいま議案第103号についての説明がありました。

ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(犬飼明美委員)

理事長、役員の方についてお聞きします。丸山様、理事5名、幹事2名とありますが、これらの方は基本的に地権者の方と解釈してよろしいでしょうか。

(桐沢明雄都市政策課長)

おっしゃるとおりでございます。地権者の方々に組合を作っております。

(大江裕幸会長)

他にいかがでしょうか。

他にご意見ご質問が無いようですので、以上で質疑を終了します。

ここで、傍聴者の方をお願いします。

これより議案第103号の採決をいたしますので、傍聴者は退室してください。

採決の結果につきましては、事務局より報告しますので、傍聴者控室でお待ちください。

【傍聴者・・・退室】

それでは、挙手により採決いたしますので、よろしくをお願いします。議案第103号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者・・・挙手】

全員一致と認めまして、議案第103号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第104号 松本都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置につい

て（長野県決定）の審議を行います。事務局に伺います。議案第104号の傍聴者はございますか。

（岡田健係長）

傍聴者は4人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

【傍聴者・・・入場】

（大江裕幸会長）

傍聴者の方へお願いをいたします。まず、公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。

次に、写真撮影や録音はできません。また、会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。

以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室していただきます。採決の結果につきましては、傍聴者控室において事務局よりご報告いたします。

それでは、議案第104号の説明を担当課よりお願いいたします。

（田中肇課長補佐）

建築指導課指導審査担当係長の田中肇と申します。

議案第104号について、ご説明いたします。

失礼して、着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案でございますが、議案書の11ページからになります。あわせて、スクリーンのスライドをご覧くださいと思います。

議案第104号、松本都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置についてでございます。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理施設、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。と規定されております。同条にはただし書きがございます。特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。とされております。この規定により、特定行政庁である松本市長が、処理施設の敷地の位置について許可をしたいので、今回、付議するものでございます。

敷地の位置の制限を受ける施設でございますが、建築基準法施行令第130条の2の2に規定されております。廃棄物処理法施行令第5条第1項のごみ処理施設及び同法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設でございます。付議案件につきましては、廃棄物処理法施行令第5条第1項のごみ処理施設、及び同法施行令第7条第3

号、第5号、第8号、第13号の2に該当する、汚泥・廃油・廃プラスチック及びその他の産業廃棄物の「焼却施設」に該当いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

申請者は、株式会社エコロジカル・サポート 代表取締役 本郷 重美でございます。

申請場所は、松本市大字笹賀7157番1他3筆でございます。

敷地面積は、前回の許可では、1,315.00㎡でございますが、焼却施設の改築に合わせ、3,560.90㎡とする計画でございます。

申請建築物の主要用途は、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設、工事種別は改築、建築面積は347.66㎡、延べ面積は432.89㎡でございます。

申請に至った経緯についてご説明いたします。平成10年、当該地において、別の事業者が建築基準法第51条ただし書きの許可を取得し、産業廃棄物焼却施設を建設しました。申請者は、平成14年にその地位を継承しまして、それ以降、主に長野県内の病院、開業医、老健施設等から依頼された産業廃棄物の焼却を行っております。

平成17年に建設した現在の焼却施設は、1日当たりの処理能力が16.8tでございますが、老朽化に伴う改築に合わせまして、一般廃棄物の処理の追加と、汚泥等の特別管理産業廃棄物の処理品目の追加を行い、1日当たりの処理能力が31.2tの焼却施設を建設する計画でございます。

議案書の19ページ、20ページをご覧ください。松本都市計画図と塩尻都市計画図でございます。申請地は、赤く表示してあります。長野自動車道塩尻北インターチェンジから北西へ約750m、奈良井川の神戸橋から南へ約400mの距離にあり、奈良井川の左岸に位置します。市街化区域内であり、用途地域は工業地域、建ぺい率は60%、容積率は200%でございます。

スクリーンをご覧ください。申請地周辺の教育施設と福祉施設、指定通学路、廃棄物運搬車両の経路でございます。教育施設につきましては、松本市立菅野中学校は約1.3kmの位置、塩尻市立吉田小学校は約1.2kmの位置、松本短期大学と松本保育園は約800mの位置にあります。

福祉施設でございますが、奈良井川の対岸になりますが、約200mの位置に上條記念病院と村井病院があります。

ピンク色の線は廃棄物運搬車両の主要な経路でございます。北は主要地方道環状高家線、南は主要地方道松本空港塩尻北インター線へ接続しています。遠方からは塩尻北インターを利用しての接続となります。

水色の線は、指定通学路でございます。廃棄物運搬車両の主要な経路には近接しておりません。

続きまして、スクリーンは、申請敷地周辺の航空写真でございます。

次は、土地の利用状況ごとに色分けした、土地利用図でございます。申請地の東側は奈良井川、南側から西側にかけては長野自動車道があり、それ以外の場所は主に青色の工業用地と赤色の商業用地になっております。長野自動車道西側の黄緑色の部分は、農地として利用されております。

議案書の21ページをお願いいたします。現況の配置図でございます。中央の既存建物2において、産業廃棄物の焼却を行っており、その焼却施設は、建設後約15年経過しております。スクリーンの配置図には、焼却施設建設予定地の写真を貼付しました。

議案書の22ページをお願いいたします。計画配置図でございます。赤色が計画している焼却炉、青色が焼却施設の建物でございます。新しい焼却炉の完成後、既存の焼却炉は解体し、産業廃棄物の分別・保管スペースとして利用する計画でございます。

緑色部分は、植栽を計画しております。敷地外周部に緑化を行い、松本市景観計画に定められております、緑化の割合20%を満たす計画となっております。

議案書の23ページをお願いいたします。焼却炉の平面図と立面図でございます。計画しております建物の最高高さは、右上のD-D断面のとおり16.595mとなります。工作物の最高高さは、右下のC-C断面のとおり、煙突の部分で、25.200mとなります。計画建物は屋根及び外壁の色をグレー系の色彩としまして、景観に配慮する計画でございます。

スクリーンをご覧ください。場内運搬経路と騒音及び振動レベルの評価でございます。

場内運搬経路でございますが、赤い矢印のとおり、申請地南西側の松本市道6195号線出入口より廃棄物を搬入し、計量後、焼却施設の建物内で荷下ろしを行います。再度計量後、同じ出入口から退出します。なお、松本市道6195号線は、幅員約5.0mであり、南東部は、奈良井川堤防道路の手前で行止まりとなっております。

騒音及び振動レベルの評価でございますが、赤丸の測点において測定した現状の騒音・振動レベルと新焼却施設稼働後の予測値をお示しました。いずれも昼間・夜間とも基準値以下となっております。また、スライドにはございませんが、新焼却炉の排ガス性状も国の環境基準値以下となるように計画をしております。

議案書の16ページをお願いいたします。周辺住民への周知についてでございます。申請者は、平成29年から30年にかけて、周辺の8町会に対して、県の「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づく、事業概要の説明と事業計画の説明を個別に行っております。令和元年10月には、申請敷地のある町会と隣接する2町会から、施設建設に対する同意書を取得しております。また、条例の手続き完了後、令和元年11月に、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可申請を県へ提出したところでございます。

地元十分に説明を行い合意形成がなされていること、環境、景観に問題のないこと、工業地域内の既存の施設の改築であること、以上の理由から都市計画上支障がないと判断いたしました。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

(大江裕幸会長)

ただいま議案第104号についての説明がありました。

ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

それでは、田中委員お願いいたします。

(田中悦郎委員)

まず、お聞かせ願いたいのですが、エコロジカル・サポートという企業とフロンティア・スピリットという会社の繋がりを教えて頂きたいと思います。

(田中肇課長補佐)

私どもに提出されています、許可の申請書の中にはフロンティア・スピリットという記載はございません。申請上は、関係はこちらの方では把握できない状態でございます。

(田中悦郎委員)

了解しました。今井と神林の公害対策委員会という組織が、ここ40年来ずっとありまして、フロンティア・スピリットという会社の中から、色々話し合いというか、イレギュラーな場面がありました。もしその辺に繋がりがあつたら、それも加味した中でのご指導をお願いしたいという懸念でありましたので、発言を申し上げました。

(大江裕幸会長)

他にご質問やご意見はありますか。

(犬飼明美委員)

都市計画ということですので、あまり広げた質問をするのはどうかと思いますが、従来のものに加えて汚泥も処理するということですが、この汚泥はどんな所から来るものなのかを教えてくださいたいのですが。

(田中肇課長補佐)

申請者でございますが、取引先の主要な部分が医療関係の施設になっています。病院等との取引が多くございまして、そちらから運ばれてくるものでございます。

(犬飼明美委員)

そちらの汚泥の中身はちょっと分からないのですね。

続いていいですか、建設する業者がどのような業者にあたるかわかりますか。

(田中肇課長補佐)

建設する業者でございますが、焼却炉を専門に取り扱っております業者ということで、県外の業者ということになっています。

(犬飼明美委員)

業者名までは公表できないということですね。

(田中肇課長補佐)

申請上、業者の作成した図面がございますが、その業者が確実に施工されるかどうかというのは把握できていない状態でございます。

(犬飼明美委員)

この焼却炉の種類ですけども、どのような種類かと言いますか、専門的なものを燃やされるということで、溶融炉とあると思うのですが、その辺の機種はどんな感じですか。

(田中肇課長補佐)

焼却炉の概要についてご説明致します。スクリーンをご覧頂ければと思います。焼却炉の構造でございますが、左の方から廃棄物を焼却炉に投入致します。そこでまず第1段階の燃焼を行いまして、燃え残ったものが下の方に溜まります。焼却の中で発生した、空気に含まれる焼却しなければならぬものが次の段階に入りまして、第2次の焼却が行われます。そこで焼却したのも、やはり残ったものは下の方に落ちまして、空気自体は次のフィルターの方へ移っていくようになります。そこで、フィルターで冷却作業をしまして、細かい粉塵のようなものは、また下の方で回収するようになります。最後に、その後で煙突から綺麗になった空気を外に排出するような構造になっております。このシステムで発生するのは、燃え殻と煤塵ですかね、この2種類が発生するのですけれども、この2種類につきましては、屋内に厳重に保管しまして、特別管理産業廃棄物としまして、専門業者に受け渡しをするようになります。以上でございます。

(犬飼明美委員)

すいません、ありがとうございます。県が許可するものですが、もう1点だけ伺います。事業概要の説明会なのですが、その際、町会長さんたちが承認をしたという風になっていません。説明会の時には、地域住民の皆さんも参加をしておられると思いますが、分かる範囲で様子を教えてください。概要で結構です。

(田中肇課長補佐)

説明会の概要について、お答え致します。今回の焼却炉は、改築ということで元々あったところで焼却炉を建て替えという計画でございます。焼却炉自体15年経過しておりまして、老朽化が進んでいるところでございます。住民からの意見としまして、まず新しい焼却炉になって事故の無いような、クリーンな排気ができるようなものに、少しでも早く変えてほしいというような意見がございました。また、住民の中から出た意見の中で、環境の問題がございましたけれども、新しい焼却炉になっても決められた環境基準の中で対応するというところで、説明をされています。また、心配されている地震についてですけれども、震度7程度の地震には耐えられるような耐震設計をしていると、これも住民に対してお答えしているところでございます。概要は以上になります。

(大江裕幸会長)

他にいかがでしょうか。
それでは上條委員をお願いします。

(上條美智子委員)

お願いいたします。皆さんご存知かと思いますが、昨日、松本市は世界首長誓約/日本に署名し、環境政策を力強く進めていく、そういう意識表明をしました。今回、この新しい施設になりますと、そういった環境基準をもちろんクリアしていくことだと思いますが、そういったことも加味して、これは要望でございますが、そういった説明もこの企業の方にも、丁寧にして頂ければという風に思っておりますので、宜しくお願い致します。

(田中肇課長補佐)

申請者の方と、お話のあったことにつきまして、しっかり話し合いをしていきたいと考えております。

(大江裕幸会長)

他にご意見ご質問が無いようですので、以上で質疑を終了します。
ここで、傍聴者の方をお願いします。
これより議案第104号の採決をいたしますので、傍聴者は退室してください。
採決の結果につきましては、事務局より報告しますので、傍聴者控室でお待ちください。

【傍聴者・・・退室】

それでは、挙手により採決いたしますので、よろしくをお願いします。議案第104号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者・・・挙手】

全員一致と認めまして、議案第104号は原案のとおり可決いたしました。
続いて、報告事項「第7回区域区分定期見直しについて」です。
事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(岡田健係長)

傍聴者は1人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いたします。

【傍聴者・・・入場】

(大江裕幸会長)

それでは、傍聴者の方におかれましては、先ほどと同様の注意事項を守っていただくようお願いいたします。それでは、報告事項 第7回区域区分定期見直しについての説明を担当課よりお願いいたします。

(岩淵省係長)

報告事項 第7回区域区分定期見直しについて、ご説明します。

私は都市政策課都市計画担当係長の岩淵省と申します。着座にて説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日お配りした報告事項の資料をご覧ください。

1 趣旨のとおり、第7回区域区分定期見直しに関わる長野県都市計画審議会の調査審議内容と、今後の松本都市計画の予定について報告いたします。

2 主な経過をご覧ください。第7回区域区分定期見直しについては、検討を開始以降、前回の都市計画審議会までに、その時点での検討状況を報告してまいりましたが、今回は人口・工業フレームについて、県から一定の方向性が示されましたので報告を行います。なお、この報告の内容は本日、長野県庁で開催されている第203回長野県都市計画審議会に諮られている調査審議と整合した内容でございます。

3 報告内容 第7回区域区分定期見直しとして、ア 見直しに関わる人口・工業フレームについて説明します。1ページ、資料1をご覧ください。これまでの都市計画審議会において、松本市は住宅系市街地の拡大需要の要素となる人口フレームと、工業系市街地の拡大需要となる工業フレームが、概ね10年後の令和7年時点を想定しても、一定程度確保できる見通しが高いことを報告してまいりました。今回の長野県都市計画審議会の資料から、第7回定期見直しにおいても両方のフレームがあることが明確になってきましたので、今後は個別具体の箇所について、関係機関と協議を進めていくこととなります。

見直しの方針と今後の進め方について、前回第52回都市計画審議会で報告した資料を抜粋し、説明しますので、1 第7回区域区分見直し方針をご覧ください。区域区分は、前回説明した計画フローに沿って、平成31年3月に改定した松本市立地適正化計画との整合を図りながら見直すこととしており、住宅供給を目的とした市街化区域の拡大については、必要最小限とし、産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計や、市の政策などを踏まえ需要に適切に対応できる区域を編入することとしています。

2 見直しのスケジュールをご覧ください。現在は県において素案を作成し、区域区分を決定する長野県が関係各省と協議を行い、国への事前協議を進めています。今後はこのスケジュールに沿って都市計画手続きを進め、令和3年、2021年3月に都市計画決定の告示・縦覧を予定しています。

2ページをご覧ください。これは本日の長野県都市計画審議会における資料の抜粋です。第7回定期見直しを予定している4つの都市計画区域について、人口・工業フレームの有無をまとめた表です。具体的な数値と個別具体の箇所については、今後の関係機関と協議により決定しますが、松本都市計画区域については、人口フレーム、工業フレーム共に確保できると報告されています。

市街化区域の編入箇所の検討についてですが、人口フレームを活用した市街化区域の拡大にあたっては、現行の松本市都市計画マスタープランの土地利用方針で農業的土地利用と整合を図りながら計画的に市街地への整備・誘導を図る区域として位置付けられ、平成31年3月に改定した松本市立地適正化計画の居住誘導区域の設定基準に適合する区域で、かつ、面的な市街地整備が計画され、その整備が確実と見込まれる区域であることが必要です。具体的には、地権者から開発する意向が示された1カ所について検討を行っています。

また、この人口フレームによる市街化区域拡大とは別に、市街化区域の縁辺部において、過去に開発許可で整備され、既に市街地を形成している島内の東方地区と、和田西原の住宅団地及び隣接する既存集落について、市街化区域への編入を検討しています。これらの地区は、市街化調整区域における開発を行う段階から、計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域として、地区計画を都市計画決定し、基盤整備を進めてきた経過がございます。今回の定期見直しの段階で、既に概ねの宅地化が行われ、市街化区域に相当する人口が居住していることから、市街化区域への変更手続きを進めることとするものです。

また工業系市街化区域の拡大については、特定の区域を確定していませんが、平成31年3月に策定した松本市工業ビジョンに基づき、新たな産業系土地利用のあり方について、庁内で検討を始めています。

令和2年度末に予定している松本市都市計画マスタープランの改定にあたっては、工業系市街化区域の拡大の考え方を盛り込むこととし、松本市の特性を活かした新たな活力創出に向けた土地利用の検討を進める考えです。

次に3ページ、資料2をご覧ください。今後の松本都市計画の主な予定をまとめています。前回の都市計画審議会でご報告したとおり、松本市の都市計画に関わる基本的な方針を定めた都市計画マスタープランについては、令和2年度末を目途に検討を進め、公表する予定です。これと並行して、長野県は第7回区域区分定期見直しと、松本都市計画区域の区域マスタープランの改定を進めており、松本市都市計画マスタープランの改定もこれらの上位計画と整合を図りながら進めております。

また、都市計画を運用する各種取組みについてですが、都市計画区域における災害リスクの軽減に向けた土地利用規制・誘導などの方針をまとめた防災都市づくり計画の改定に向けて、市街地の災害危険度判定を行っています。災害に強い都市づくりを進める観点から検討を進めるとともに、近年頻発している大規模な災害からの復興の観点も盛り込む考えです。

表の下側に示したとおり、用途地域等の見直しや地区計画の導入についても検討を進めており、今後も松本市都市計画審議会へ報告、協議してまいります。特に松本市立地適正化計画で都市機能誘導区域として位置づけ、必要な施設の立地を誘導する方針を定めた信州大学周辺地区などにおいては、現行の規制と課題を整理し、現在立地している施設の機能の維持増進を図るため、用途地域の変更と、新たな地区計画の導入を検討し、令和2年度中に都市計画手続きを進めてまいります。

本日は主に経過の報告となりますが、来年度当初に次回都市計画審議会を開催し、フレームの数値や具体の市街化区域編入箇所について諮る予定です。これらの報告内容について、ご意見などがございましたらお願いします。

説明は以上となります。

(大江裕幸会長)

ただいま報告事項 第7回区域区分定期見直しについて説明がありました。
ご意見やご質問等のある委員の発言を求めます。

(柿澤潔委員)

先ほど人口フレーム拡大需要があるということで、島内、和田といった隣接したところで積極的に整備していったらというお話がありましたが、市街化に編入してほしいという地域はいたるところにあるかと思えます。この地域に絞り込んでいく根拠は、どのように考えているのかお伺いできますでしょうか。

(大江裕幸会長)

ただいまの意見につきまして、事務局の方で回答をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

考え方でございますが、島内と和田西原につきましては、住宅団地を建設する際に、将来的には用途地域を貼りましょうというお約束を立ててきた経緯がございます。ここで申し上げた人口フレームを確保できるであろうとっておりますが、この2地域についてはこの人口フレームとは関係なく行っているというところでご理解をいただきたいと思えます。また、こういった人口フレームがある中で、いろいろな地区からのご要望もあるかと思えますが、基本は、立地適正化計画を策定し、その中で居住誘導区域に隣接している土地や地区の編入を先ずは考えております。用途地域の設定において、飛び地等は基本ないものですから、そういった点を踏まえ、松本市全体を見ながらということでは当然でございますが、基準とすると立地適正化計画を基に考えていきたいと思っております。

(柿澤潔委員)

ありがとうございました。居住誘導区域が果たして安全かという考え方もございますので、絶対にこうだということから始めるのではなく、将来的なお話になるかもしれませんが、もう少しいろんな面で検討していただけたらと思えます。説明については、承知いたしました。

(大江裕幸会長)

他にいかがでしょうか。

他に意見等が無いようですので、質疑を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました議案につきまして、後日市長へ答申いたします。

審議の結果報告については、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声)

ご異議ないようですので、そのようにいたします。

議事録署名人に指名したお2人の委員には、後日、事務局において調製された会議録を送付しますので、署名後事務局へ返送をお願いします。

また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しを送付しますので、ご承知ください。

以上で第53回松本市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

大江会長、スムーズな進行をありがとうございました。皆様、慎重なご審議ありがとうございました。次回の都市計画審議会は来年度ということになります。日程が決まりましたら、開催通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。